

保育の必要性 認定基準点数表

児童名

保護者の状況							
類型	細目			父	母	適用基準等	
就労	外勤	月20日以上	8時間以上を常態	22			
			7時間以上8時間未満	20			
			6時間以上7時間未満	18			
			4時間から6時間未満	16			
		月16日以上	8時間以上を常態	18			
			6時間から8時間未満	16			
			4時間から6時間未満	14			
			8時間以上を常態	16			
		月12日以上	6時間から8時間未満	14			
			6時間未満(ただし、月合計64時間以上であること)	12			
			月20日以上	8時間以上を常態	22		
				7時間以上8時間未満	20		
	6時間から7時間未満	18					
	4時間から6時間未満	16					
	月16日以上	8時間以上を常態	18				
		6時間から8時間未満	16				
4時間から6時間未満		14					
8時間以上を常態		16					
月12日以上	6時間から8時間未満	14					
	6時間未満(ただし、月合計64時間以上であること)	12					
	出産	妊娠・出産	18		産前産後2カ月		
	求職活動		10				
疾病	入院		22				
	居宅療養	寝たきり	22				
		その他	16				
障がい	(身体障がい者)1・2級 (精神障がい者)1・2・3級 (療育)Bの1以上		22				
	(身体障がい者)3級 (療育)Bの2		16				
	(身体障がい者)4級以下		12				
介護・看護	介護・看護対象者が寝たきり 重度障がい者		18				
	それ以外		10				
	病院介助		18				
就学	月20日以上かつ	8時間以上を常態	18		自宅内就学の場合含む		
	月16日以上かつ	6時間から8時間	12				
	月12日以上かつ	6時間未満(月合計64時間以上)	10				
災害				25		復旧期間に限る	
不在	離婚(離婚調停中含)、死別、未婚、行方不明(警察等の証明が必要)等により不在のとき			30		両親以外の者が1人で児童を保育している場合含む	
調整基準							
加算	虐待・DV等	児童相談所等の依頼による		50			
	生活保護受給世帯			3			
	認可外保育施設等利用中	認可外保育所や一時保育事業を就労・看護等の恒常的な理由によって月64時間以上利用している		4			
	兄弟在園	兄弟が第1希望の保育施設に在園している		4			
	保育士	父母のいずれかが保育士で市内の認可保育施設で就労する(している)・転園は除く		15		待機児童解消が見込めるため	
	産休・育休復帰	産後休暇・育児休業から復帰する場合		6			
	多子同時申込	3名以上		2		1人増えるごとに+1	
	障がい児	入園希望児が障がいをもっている		3		集団保育が可能であり、市が発達支援の必要性を認めた場合	
	閉園施設からの転園希望	転園希望先に閉園予定施設があるときは適用除外(自己都合でなく希望する場合は適用)		10		閉園予定年度の2年度前より適用	
	小規模保育施設卒園児			15		卒園から間断なく保育施設を利用する場合	
減算	家庭内保育可能環境	同居者に家庭保育可能な者(65歳以下で健康かつ無職の者)がいる場合		-3			
	就労内定	採用予定・内定		-4			
	保育料等滞納	正当な理由なく保育料または副食費を6カ月以上滞納した場合		-4		過去の滞納及び在園兄弟の滞納状況による	
	転園希望	在園施設が閉園予定のときは予定年度の2年度前より適用除外 ただし、希望先に閉園予定施設があるときは適用(自己都合でなく希望する場合は適用除外)		-2		送迎可能範囲での転園に適用	
	市外在住者	市内に転入予定の者を除く		-15			

その他、児童福祉の観点から、明らかに保育を必要とする緊急度が高いと判断される場合はこの限りではない。

【算定方法】

保護者それぞれの状況を算定し合算する。調整基準は、1世帯につき1回のみ計算する。

※複数世帯で同点となった場合の優先順位

- 1 父母のいずれかが不在または単身赴任している世帯
- 2 子ども(18歳未満)の数が多い世帯
- 3 利用者負担額の階層区分が低い世帯。ただし、階層が同じ場合は税額の低い世帯